

令和元年第4回北海道議会定例会に提案する条例案(10件)

1 北海道無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例案

(保健福祉部福祉局施設運営指導課(25-206))

○制定概要

社会福祉法の改正に鑑み、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める。

※無料低額宿泊所：生計困難者のために、無料又は低額な料金で宿泊所等を利用させる事業を行う施設

【規定内容】

(1) 国の「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」と同様の内容を定める。

(2) 道独自基準：

非常災害対策に、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含める。

(施行期日 一部を除き、令和2年4月1日)

手数料に係る改正関係・・・2件

| No | 条例案名 | 改正概要 | 施行期日 | | | | |
|-------------------|---|--|-----------------|------------------------------|-------------------|------------------------------|--------------|
| 2 | 北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例案(保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課(25-657)) | 介護保険法施行規則の改正に鑑み、介護医療院において提供される複数の介護サービスに係る介護サービス情報調査手数料について、1件の調査として取り扱う。 | 公布の日 | | | | |
| 3 | 北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案(建設部住宅局建築指導課(29-454)) | 建築士法等の改正に鑑み、二級建築士免許手数料等の額を改定することとし、併せて規定の整備を行う。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">二級建築士等 免許手数料</td> <td style="width: 50%;">(旧) 19,300円 → (新) 24,400円</td> </tr> <tr> <td>二級建築士試験 等試験手数料</td> <td>(旧) 17,900円 → (新) 18,500円</td> </tr> </table> | 二級建築士等 免許手数料 | (旧) 19,300円 → (新) 24,400円 | 二級建築士試験 等試験手数料 | (旧) 17,900円 → (新) 18,500円 | 令和2年 3月1日 |
| 二級建築士等 免許手数料 | (旧) 19,300円 → (新) 24,400円 | | | | | | |
| 二級建築士試験 等試験手数料 | (旧) 17,900円 → (新) 18,500円 | | | | | | |

法令改正に伴う規定の整備関係・・・1件

| No | 条例案名 | 改正概要 | 施行期日 |
|----|--|--|---------------|
| 4 | 卸売市場法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案(経済部地域経済局中小企業課(26-606)) | 卸売市場法の改正に伴い、規定の整備を行う。 ※法改正の内容 ・地方卸売市場の開設：許可制→認定制 ・都道府県の許可事務の廃止 【改廃する条例】 (1) 北海道経済部手数料条例(改正：地方卸売市場卸売業務許可申請手数料の削除) (2) 北海道地方卸売市場条例(廃止) | 令和2年 6月21日 |

給与・旅費に係る改正関係・・・6件

| No | 条例案名 | 改正概要 | 施行期日 |
|----|---|--|------------|
| 5 | 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案（総務部人事局人事課（22-155）） | 北海道人事委員会の議会及び知事に対する令和元年10月4日付け勧告に鑑み、北海道職員等の給料月額並びに住居手当及び勤勉手当の額の改定等を行う。 | 一部を除き、公布の日 |
| 6 | 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案（教育庁総務政策局総務課（35-303）） | 【主な改定の内容】 (1) 給料月額 平均0.1%程度の引上げ (2) 勤勉手当 | |
| 7 | 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案（教育庁総務政策局総務課（35-303）） | 年間支給月数の引上げ（4.45月→4.50月（+0.05月）） (3) 住居手当 | |
| 8 | 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案（警察本部警務部警務課（251-0110（2663））） | 支給対象となる家賃額の下限と手当額の上限を1,000円引上げ ・家賃額の下限 12,000円→13,000円 ・手当額の上限 27,000円→28,000円 | |
| 9 | 北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案（総務部人事局人事課（22-155）） | 北海道特別職報酬等審議会の知事に対する令和元年11月7日付け答申に鑑み、知事等の期末手当を増額する。 【期末手当の年間支給月数の引上げ】 3.35月 → 3.40月（+0.05月） | 公布の日 |
| 10 | 北海道職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案（総務部人事局人事課（22-155）） | 一般職の職員並びに知事等、議会議員及び非常勤の特別職職員の旅費の額等について改定を行う。 【主な改定の内容】 (1) 赴任旅費（移転料）の見直し 移転する距離に応じた定額支給から、一定の上限額の範囲内での実費支給とする。 (2) 日当の見直し 国内の旅行について、日当を見直し、旅行雑費と宿泊雑費に区分する。 ※現 行：日当 2,200円 改正後：旅行雑費 1,100円 宿泊雑費 1,100円（宿泊を伴う出張の場合に支給） (3) 日額旅費の廃止 事業の調査・監督、巡ら等の用務に係る日額旅費を廃止（普通旅費の支給対象になる場合には、普通旅費を支給） | 令和2年4月1日 |